12　この条約は、改正が効力を生じた後は、改正された形式でのみ批准することができる。

13　この条約の効力を生じた改正の適用を受ける事項に海上労働証書が関連する場合には、次のとおりとする。

(a)　当該改正を受諾した加盟国は、次に掲げる他の加盟国を旗国とする船舶に対して発給された海上労働証書について、この条約による利益を与える義務を負わない。

(i)　7の規定に従って当該改正について正式に異議を通告し、かつ、当該異議を撤回していない他の加盟国

(ii)　8(a)の規定に従い自国の受諾を後に行う明示の通告によって行うことを通告した他の加盟国であって、当該改正を受諾していないもの

(b)　当該改正を受諾した加盟国は、10の規定に基づく一定の期間当該改正の実施を延期することを8(b)の規定に従って通告した他の加盟国を旗国とする船舶に対して発給された海上労働証書について、この条約による利益を与える。

正文

第十六条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

規則及び規範

第一章　船舶において労働する船員に関する最低限の条件

第1.1規則　最低年齢

目的　最低年齢に達していない者が船舶において労働しないことを確保すること。

1　最低年齢に達していない者は、船舶において雇用され、従業し、又は労働してはならない。

2　この条約の最初の効力発生時の最低年齢は、十六歳とする。

3　規範に規定する場合においては、一層高い最低年齢が要求される。

A1.1基準　最低年齢

1　十六歳未満の者の船舶における雇用、従業又は労働は、禁止する。

2　十八歳未満の船員の夜間の労働は、禁止する。このA1.1基準の規定の適用上、「夜間」は、国内法令及び国内慣行に従って定める。夜間は、午前零時までに開始し、午前五時以降に終了する少なくとも九時間を含むものとする。

3　権限のある機関は、次の場合には、夜間の労働の制限の厳格な遵守に対する例外を設けることができる。

(a)　確立した計画及び予定に従って行われる関係する船員の効果的な訓練が損なわれる場合

(b)　例外の対象となる船員が職務の特性又は承認された訓練計画により、夜間に職務を遂行することを要求され、かつ、権限のある機関が関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、その労働が当該船員の健康又は福祉を害するものではないと決定する場合

4　十八歳未満の船員の雇用、従業又は労働は、労働させることにより当該船員の健康又は安全を損なうおそれがある場合には、禁止する。そのような労働の種類は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、関連する国際的な基準に従って、国内法令又は権限のある機関によって決定される。

B1.1指針　最低年齢

1　加盟国は、労働条件及び生活条件を規制する場合には、十八歳未満の年少者の必要性について特別の注意を払うべきである。

第2.1規則　健康証明書

目的　全ての船員が海上における職務を遂行することに医学上適していることを確保すること。

1　船員は、職務を遂行することに医学上適していると証明されない限り、船舶において労働してはならない。

2　例外は、規範の定めるところによってのみ認めることができる。

A1.2基準　健康証明書

1　権限のある機関は、船員が船舶における労働の開始に先立ち、海上において行う職務を遂行することに医学上適していることを証明する有効な健康証明書を所持することを要求する。

2　権限のある機関は、健康証明書が船員の遂行する職務に照らし当該船員の健康状態を真に反映することを確保するため、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この規範のB部に定める適用可能な国際的な指針に妥当な考慮を払った上で、健康検査及び健康証明書の内容を定める。

3　この基準は、改正された千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW条約」という。）の適用を妨げるものではない。STCW条約の要件に従って発給された健康証明書は、第2.1規則の規定の適用上、権限のある機関によって認められる。STCW条約が適用されない船員については、当該要件を実質的に満たす健康証明書が同様に認められる。

4　健康証明書は、正当な資格を有する医師又は専ら視力に関する証明書の場合には当該証明書を発給する資格を有すると権限のある機関によって認められた者が発給する。医師は、健康検査の手続を行う際に医学上の判断を行うに当たって、完全な職務上の独立性を有しなければならない。

5　証明書の発給を拒否された船員又は労働能力、特に時間、労働の分野若しくは航行する区域に関して制限を課された船員は、他の独立性を有する医師又は独立性を有する医事審査員による新たな検査を受ける機会を与えられる。

6　健康証明書には、特に次のことを明示する。

(a)　関係する船員の聴力及び視力並びに従事する労働に対する適性が色覚の欠陥によって影響されるおそれのある職務区分で雇用される船員の場合には色覚が全て満足すべきものであること。

(b)　関係する船員が、海上勤務によって悪化し、若しくは海上勤務に適さなくなるおそれのある健康状態又は船舶内の他の者の健康に害を及ぼすおそれのある健康状態になっていないこと。

7　関係する船員が遂行する特定の職務により又はSTCW条約に基づいて一層短い期間が求められる場合を除くほか、

(a)　健康証明書は、最長二年の期間有効とする。ただし、十八歳未満の船員の場合には、有効期間は、最長一年とする。

(b)　色覚に関する証明書は、最長六年の期間有効とする。

8　権限のある機関は、緊急の場合には、船員が資格を有する医師から健康証明書を取得することができる次の寄港地まで、有効な健康証明書なしに労働することを許可することができる。ただし、次のことを条件とする。

(a)　その許可の期間が三箇月以内であること。

(b)　当該船員が有効期間が満了した最近の健康証明書を所持していること。

9　健康証明書は、その有効期間が航行中に満了した場合には、船員が資格を有する医師から健康証明書を取得することができる次の寄港地まで、なおその効力を有する。ただし、その期間は、三箇月以内とする。

10　通常国際航行に従事する船舶において労働する船員の健康証明書は、少なくとも英語によって提供されなければならない。

B1.2指針　健康証明書

B2.1指針　国際的な指針

1　権限のある機関、医師、検査を行う者、船舶所有者、船員の代表者その他船員の候補者及び業務を行っている船員の医学上の適性検査の実施に関係する全ての者は、国際労働機関及び世界保健機関の乗船前の及び定期的な船員のための医学上の適性検査の実施に関する指針（その後の改定版を含む。）及び国際労働機関、国際海事機関又は世界保健機関によって公表される他の適用可能な国際的な指針に従うべきである。